

法令遵守マニュアル10問10答

第1版

Q 1 無免許マッサージ者の取り締まりはどうしたらよいでしょうか。

A 1 国民の大半は、あん摩マッサージ指圧師の免許があることを知らないのので、「無免許でマッサージをやれば法律に違反し50万円以下の罰金に処せられる」ことを広く知らせることが大切です。このためには、新聞やテレビなどのマスコ



ミを通じて知らせることが有効です。簡単には報道してくれないし、時間のかかる方法ですが、重要な活動

です。

ある県で、警察が大手の無免許チェーン店の経営者を逮捕した事件がありました。なぜ逮捕にいたったのかという業者の問いに、当該県の衛生主管課が回答したのは、「1 近県において逮捕者が出ているのに本県で逮捕者がいないのは、行政がさぼっていると誤解される」「関係団体から、毎年取り締まりの要望が出ている」「本県において、無免許取り締まりの請願が採択された」の3つを上げています。

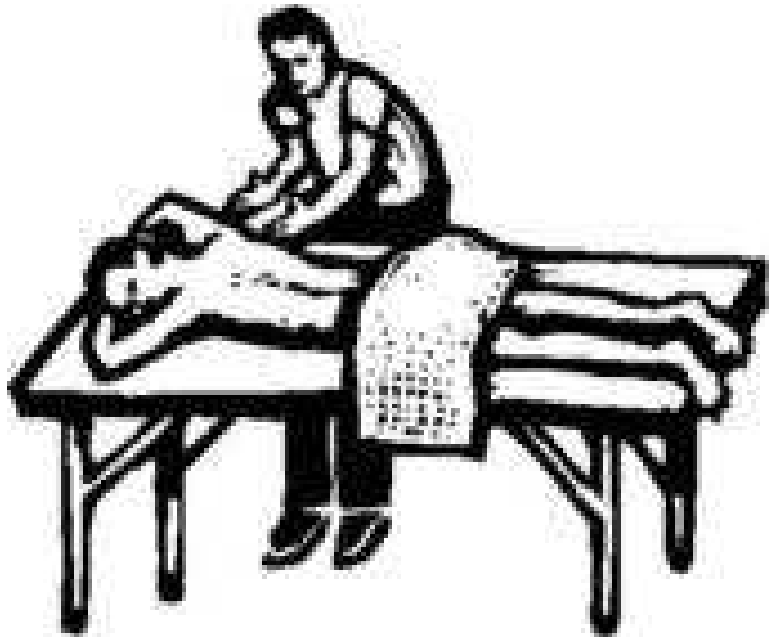
Q 2 実際に目の前に、無免許マッサージ者がいる場合には、どうしたらよいでしょうか。

A 2 保健所に訴える方法と、警察に訴える方法があります。前者は、まず行政指導になりますが、後者は、逮捕・起訴してもらい裁判にかけなければなりません。裁判で有罪になれば、無免許マッサージ者は50万円以下の罰金に、無免許をさせた施術所の院長などは、刑法の共犯罪に処せられます。無免許マッサージ者が素直に罪を認めた場合、略式起訴となり裁判にはなりません。

さらに、無免許罪や罰金以上の刑に処せられた者なら、都道府県から厚生労働省に上げてもらって、業務の停止や免許の取り消しの処分にさせることができま

す。

罰金それ自体より、このことが新聞などに報道されるとなると、罪を犯した者は、相当の社会的制裁を受けることになり、新聞などを読んだ人に、「無免許でマッサージをやるといけないのだ」ということを知らせることになります。



Q 3 保健所や警察に訴えるのはそう簡単にはできないのではないですか。

A 3 無免許とは言え、人の治療院に行政の手が入ったり、罪に問うことになる訳ですから、それ相応の手続きが要ります。

まず、事実関係をはっきりさせることです。5W1H（いつ、どこで、だれが、なにを、どのように、どうした）をはっきりさせることです。これがはっきりしないと取り合ってもらえません。

特に、無免許マッサージを行うと罪に問われますが、全ての無免許者が有罪になるとは限りません。現実には、整体とか、リフレクソロジー、エステなどが我が物顔



で商売をしていますね。

どのマッサージが免許が必要であり、無免許でやれば罪に問われるかを判断できる唯一の役所が、厚生労働省です。厚生労働省は、文書を読んで判断するわけですから、無免許マッサージ者の手技を細かく記録して提出することが不可欠です。

意外なことかもしれませんが、保健所や警察署はただでさえ忙しい部署です。無免許マッサージ者を取り扱う警察の部署は、生活安全課などの名称がついていて、防犯指導、DV・ストーカーに関する相談、少年育成、各種許可業務など数百の法律を担当する部署です。だから、失礼がなく、熱意を持って、繰り返し繰り返し粘り強く訴えなければ、放置されてしまいます。早くても、訴えてから半年・1年以上、捜査を見守る根気強さも必要です。

当局の態度があまりに横柄だったり、やる気がないように見受けられたら、いつまでもお人好しではいら

れません。警察審査会に、警察の怠慢を訴える方法も忍ばせておきましょう。

Q 4 相当の決意と余裕がないと出来ないとなると、尻込みしてしまいそうです。

A 4 一人ならめげてしまいそうですが、グループでやればできます。「無免許者撲滅」などと大げさなことにしないで、大手で、悪質で、事実関係がしっかりつかめる店を一軒でいいのでターゲットにします。この方が、保健所や警察も取り上げやすいし、有罪が確定した場合の波及効果も大きいのです。



Q 5 無免許者には、「広告違反が通用しない」というのは、矛盾を感じます。

A 5 よく聞く話ですが、それは、正しくはありません。法律は、有免許者だけが広告に違反してはいけないと書いていません。「何人も、あはき業とその施術所に関して、認められた以外の広告をしてはならない」と

なっています。「何人も」とは、「誰でも」という意味であって、「施術者は」が主語ではないのです。無免許者でも、あはき業をやっていれば、広告違反に問われます。

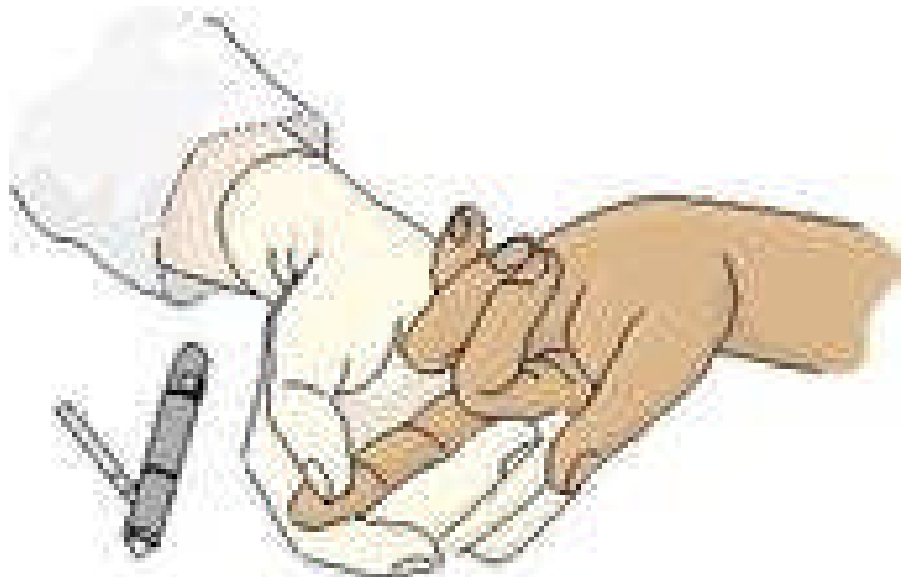
晴眼者で運転ができる人に、車で街を一回りしてもらって、派手で明々白々な広告違反を見つけたら保健所に訴えましょう。

保健所は、「免許がない人の施術所には立ち入れない」と言うでしょう。だったら、主語は、「何人も」でしょ。無免許者でもマッサージ業をやっていれば、広告違反になるでしょと反論して、引き下がらないことです。これが成功すれば、広告違反に留まらず、無免許業者として罪に問うことができます。

Q 6 柔道整復師の違反には腹が据えかねます。違法なマッサージをして、「打撲」や「捻挫」と嘘のレセプトを書いて、保険請求をして大もうけしているのではありませんか。

A 6 同感です。

10数年前に会計検査院に指摘されたり、「事業仕分け」で「多部位請求」がや



り玉に上がったことから、柔道整復師の実態が多くの国民の知る所となりました。実際に、2010年6月の療養費改定では、4部位請求の禁止、3部位請求の制限がされた所です。

しかし、行政の手もここまでで、マッサージをやって、打撲や捻挫に振り替えて請求することについては、手が打たれていません。これは、今後の問題です。

Q 7 柔道整復師の業務には、マッサージが含まれているのですか。

A 7 厚生労働省の解釈では、要するに、柔道整復師は、マッサージ師が行う、単なる肩こり、腰痛などは業務の対象とならないといっています。

言葉は難しいですが、辛抱して読んでください。

(柔道整復師の業務の範囲)

1 「柔道整復師の業務は、骨折、脱臼、打撲、捻挫等に対し、この回復を図ることを業として行うものと解釈されている。柔道整復師があん摩



（指圧及びマッサージを含む。以下同じ。）行為を行うことについては、柔道整復行為を行うに際し、社会通念上、当然に柔道整復行為に附随すると見なされる程度のおん摩行為をなすことは差支えないが、柔道整復師が医師又は患者の要請等により、柔道整復の治療を完了して単におん摩のみの治療を必要とする患者に対し、その行為のみを行うことはおん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師法第1条の規定に違反する。」（柔道整復師の業務範囲及び医業類似行為について、昭和32年8月28日、医第710号）ものであること。

（柔道整復師の療養費支給対象）

- 2 「柔道整復師の施術に係る療養費の支給対象となる疾患は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲、捻挫及び急性又は亜急性の介達外力による筋、腱の断裂であり、これ以外の単なる肩こり、筋肉疲労に対する施術は療養費の対象とされていないこと。」

（診療報酬の算定要件）

- 3 「診療報酬の算定において、柔道整復師が業務の範囲内で施術を行い、「消炎鎮痛等処置」（マッサージ等の手技による療法）（腰部、肩部等の運動制限の原因が疼痛であって、その疼痛による運動制限を改善する目的で行うマッサージを行うこと）点数を算定することはできないこと。」

Q 8 柔道整復施術所と、あはき施術所を一緒にしたり、看板を一緒にしたりしているものが見受けられますが、合法なのでしょうか。

A 8 結論から言って違反です。柔道整復師法には、「専用の施術室」を有することとありますし、同じくあはき法にも、同様のことが書かれています。これらを一緒にしているのを、都道府県衛生部局などが許す傾向がありますが、あくまで私たちは、「専用の施術所」の法令にそって行政指導をするように求めて行くべきです。

一部柔道整復師の団体が、2つの施術所の玄関は別にする、施術室を別にする、看板も別になると、自主規制の通知を会員に出しているほどです。

Q 9 柔道整復師に法制遵守をさせるための、基礎的なお話は伺いましたが、実際にどう行動に移せばよいでしょうか。

A 9 このことは、無免許のマッサージ者を取り締まるより

簡単といえます。要は、自分や仲間が柔道整復師施術所で施術をしてもらう。もちろん、打撲や捻挫ではな



く、「単なる肩こりや腰痛」の治療のためです。特に、頸筋捻挫や、腰筋捻挫などの受傷原因があるわけではなく、疲れなどによる肩こり・腰痛です。

施術の後は、領収証をもらいます。お金を払えば明細書も発行してもらえます。事実関係もきちっと書き留めておきます。

後日、国民保険連合会や社会保険支払基金に、自分の治療費がどうなっているか問い合わせましょう。回数や、症状名や、部位数などが事実と違っていないかどうか確かめます。違っていたら、しかるべき所に訴えることです。

柔道整復師が保険を使うことが、不正をはたらく柔道整復師のウイークポイントになります。

Q 1 0 ハローワークの求人票を見ていると、求人はマッサージ師なのに、「必要な免許・資格」欄には、「不問」と書かれていたり、「免許があればなおいい」と書かれているものを目にします。これは、違法にならないのですか。

A 1 0 違法になります。職業安定法は、違法な求人は受理しない（第5条の5）、違法な求職は受理しない（第5条の6）ことになっています。質問のような求人は、違法であり受理できないと行政指導が行われていますが、まだまだ違法な求人が見受けられます。求

人票はインターネットなどでも入手できるようになりましたから、意識的にマッサージ師募集などの求人票を入手し、みつけたら都道府県労働部やハローワークに示して是正させることができます。

この通知は、「あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうに係る求人票の記載について」（平成14年11月19日・各労働局職業安定課職業紹介担当官あて厚生労働省職業安定局業務指導課職業紹介係事務連絡）といます。

第8回あはき運動交流会資料（2010/11/20・21）

東郷進（とうごう・すすむ）

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園

（埼玉県立盲学校）高等部専攻科教諭

〒350-1176

埼玉県川越市笠幡85-1

電話：049-231-2121

携帯：090-4002-5809

togosusumu@docomo.ne.jp

togosusumu2@yahoo.co.jp